

東京都中小企業制度融資・あきる野市中小企業振興資金等融資連携について

令和6年度より連携したあきる野市中小企業振興資金等融資「開業資金」に加えて、新たに令和7年度より、あきる野市中小企業振興資金融資「設備資金」及びあきる野市小口零細企業保証資金融資「運転資金・設備資金」について、東京都中小企業制度融資と連携した支援を行います。

1 連携開始時期

令和7年4月1日（火）以降に申込みのあった融資

2 対象資金

中小企業振興資金融資 設備資金

小口零細企業保証資金融資 運転資金・設備資金

3 変更点

該当する東京都中小企業制度融資の融資対象の要件を満たし、東京信用保証協会の保証を受ける場合、東京都から保証料の助成が受けられます。

	中小企業振興資金融資 設備資金	小口零細企業保証資金融資 運転資金・設備資金
保証率	3分の2	2分の1

4 東京都から保証料の助成を受ける場合の要件

【中小企業振興資金融資 設備資金】

(1) 融資対象の基本要件（中小企業振興資金融資）を満たすこと。

ア あきる野市内(以下「市内」という。)に住所及び事業所を有し、かつ、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる中小企業者(あきる野市中小企業振興資金融資条例第2条第1号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)であること。

イ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。

ウ 区市町村民税又は固定資産税(以下「市税」と総称する。)の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。

エ 連帯保証人は、1人以上であること。ただし、市長が必要と認める場合又は連帯保証人がいない場合は、東京信用保証協会の保証が受けられる者であること。

オ 現にあきる野市中小企業振興資金融資条例施行規則及びあきる野市小口零細企業保証資金融資要綱による融資を受けていないこと。

カ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

(2) 機械、土地、建物その他事業の用に供する固定資産の購入等を行うもの。

※運転資金との併用及び責任共有制度の対象外となる場合については連携の対象外

【小口零細企業保証資金融資 運転資金・設備資金】

(1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。

(2) 個人にあつては、市内に住所及び事業所を有し、かつ、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること。

(3) 法人にあつては、市内に主たる事業所を有し、かつ、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること。

(4) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。

(5) 区市町村民税又は固定資産税（以下「市税」と総称する。）の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。

(6) 融資を受ける際には、東京信用保証協会の保証を受けること。

(7) この要綱による融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては、融資極度額）の合計が2,000万円以下であること。

(8) 現にあきる野市中小企業振興資金融資条例及びあきる野市小口零細企業保証資金融資要綱による融資を受けていないこと。

(9) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。